

身近な人の安心・安全を守るため
私たちにできること

障害者虐待を防ぎましょう

障害者虐待防止法は、障害者の権利や尊厳が虐待によって脅かされることを防ぐ法律です。虐待に気づいた人は、障害者虐待防止センターへの通報義務があります。地域の「見守り」と「気づき」が、虐待防止の第一歩です。

■ 障害者虐待の種類

- ①生活の世話や金銭管理などを行っている家族や親族、同居人などによる虐待
- ②障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所で働いている職員などによる虐待
- ③障害者を雇用している事業主などによる虐待

■ どのようなことが虐待になるの？

- 【身体的虐待】殴る、やけどさせる、身体拘束、部屋に閉じ込めるなど
- 【性的虐待】性的行為を強要する、本人の前でわいせつな言葉を発するなど
- 【心理的虐待】怒鳴る、仲間に入れない、子ども扱いする、無視するなど
- 【ネグレクト】十分な食事や水分を与えない、必要な医療や福祉サービスを受けさせないなど
- 【経済的虐待】年金や賃金を渡さない、日常生活に必要な金銭を渡さないなど

「もしかして虐待かも？」

そう思ったらずはご相談ください

休日や夜間も対応できる体制を確保しています。通報者の秘密は守られます。

【相談・通報先】
小諸市障害者虐待防止センター(福祉課内)
☎ 22-1700



【写真】①・②市内ののしのみ作業所で仕事にのぞむ利用者さんの様子。障がいのあるなしに関わらず、働く姿は真剣そのものです。③相生区にある地域活動支援センター。障がいのある人が集える憩いの場です。



「障がい」を知り、共に支え合う小諸市に——



12月3日～9日は【障害者週間】です

障 害者週間は、障がい者福祉について関心と理解を深め、障がいのある人が社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に積極的に参加できることを目的として設けられています。

障がいの種類・程度は人により様々であり、複数の障がいのある人もいますが、様々な分野で活躍している人も大勢います。この機会に「障がい」について考えてみませんか。

障がいのある人とは？

障がいのある人とは、身体障がい、知的障がい、発達障がいを含めた精神障がいや、その他の心身機能の障がいのある人で、障がいや社会的障壁によって、暮らしにくく、生きにくい状態が続いている人をいいます。

【※社会的障壁】とは、障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるような、社会における事物利用しにくい施設や設備、制度、慣行障がいのある人の存在を意識していない慣習や文化など、観念(障がいのある人への偏見など)その他一切ものをいいます。

事業所の皆さんは合理的配慮の提供をお願いします

【合理的配慮とは】障がいのある人から、社会の中にあるバリア(社会的障壁)を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思を伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障がいのある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。合理的配慮の内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

心身の障がいについて知ることをはじめましょう

障がいは誰にでも生じ得るものです。病気や事故はいつ起こるか分かりません。同様に、障がいはいつでも誰にでも生じ得るものです。

障がいは多種多様な同じ障がいでなくても同じ障がいでも

障がいの種類も程度もさまざまであり、同じ障がいでもその症状は一律ではありません。また、複数の障がいがある場合や、聴覚障がい、精神障がいや内部障がいなどのように外見だけでは障がいがあることがわからない場合もあります。

参加できる場面が増えます

社会的障壁をなくしていくことなど、誰もが暮らしやすい社会をつくっていくことにより、働くことや、趣味やスポーツなど、社会のすべての場面に参加できるようになります。

障害者差別解消法の改正で、令和6年4月から、国の行政機関や地方公共団体と同様に、事業者にも合理的配慮の提供が義務づけられました。小諸市でも令和6年度から、障がいのある人の社会参加を促進し、障がいの有無にかかわらず誰もが安心して暮らせる社会づくりを推進していくために、市内事業所が障がいのある人に必要な合理的配慮を提供するためにかかる費用を助成しています(下記参照)。



【例】簡易スロープの設置で、車いす利用者の利便性が上がります

ご利用ください！
学びのまち・こもろ出前講座

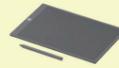
『障がいを知り共に生きる』をテーマに福祉課職員が講師となり、出前講座を行っています。様々な障がいについての基本的な知識、障がいのある方への声かけや配慮することなどをお伝えし、障がいのある方が暮らしやすい地域社会を皆さんと考える講座です。お気軽にお申込みください。
☎ 福祉課 福祉係



ご利用ください！
合理的配慮関連物品等に対する購入支援

障がいのある人に必要な合理的配慮を提供するためにかかる費用を助成します。 ☎ 福祉課 福祉係

- ▶ 制度を利用できる事業者
市内に事務所または事業所を有する事業者
- ▶ 助成の対象となるもの
 - ①コミュニケーションツールの作成費(上限5万円までは全額助成) 点字メニュー・コミュニケーションボード・障がい者に配慮したチラシなどの作成費用
 - ②合理的配慮物品購入費(上限20万円までは全額助成) 筆談ボード、簡易スロープ、聴覚障がい者接客用タブレットなどの購入費用



信州パーキング・パーミット制度にご協力ください

長野県では、「障がい者等用駐車区画」の適正利用を図るため、障がい者や高齢者、妊産婦など歩行が困難な方に、県内共通の利用証を交付しています。下記の案内表示がある駐車区画は、案内表示と同じ利用証を掲示した自動車の駐車を優先する区画です。必要とする方が利用できるよう、ご協力をお願いします。



ご存じですか？
「ヘルプマーク」

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方が、そのことを周囲の人に知らせるマークがヘルプマークです。ヘルプマークを身に付けた方を見かけたときは、電車やバスの中で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



カバンに付けている人が多いです